

# パブリックコメント実施結果報告書

平成25年1月11日

担当課	青少年・家庭課
担当者	藤原
連絡先	0857-26-7076

意見公募のテーマ： 「鳥取県青少年健全育成条例（案）」への意見募集

## ①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、 3（1）と記載してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
4（3）	5（3）	10（3）	（ ）	（ ）	19（9）

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

## ②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した （一部反映を含む）	0	
既に盛り込み済み	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体に悪影響を及ぼす薬物使用をあたかも認めているかのような映像、書物に関する規制が今まで十分になかった事が間違いで、条例について意見を問うなどでもなく、直ちに厳しく施行して欲しい。</li> <li>○青少年が薬物に手を染めれば、結果として本人、家族は地獄の苦しみを味わうことになりませんが、国家として重大な損失になります。改正（案）は当然のことでしょう。</li> <li>○有害図書指定とその違反者に罰金が科せられることで抑止効果が期待できる。</li> <li>○薬物が安易に入手できる時勢にあり、その薬物の乱用がとてども危惧される。有害図書指定と罰金等の改正に賛成する。厳しく取り締まって欲しい。</li> <li>○他県が「犯罪を助長する」という広い要件で有害指定しているのに対し、鳥取県は薬物に絞って有害指定基準を限定したことは良いと思います。</li> </ul>
今後の検討課題	0	
対応困難	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○販売側での書籍の閲覧、検閲は現状無理があります。書籍の原作側及び印刷業界も罰金を適用すべきと考えます。一番文句の言いやすい小売り店ばかりをターゲットにしてもらっては困ります。</li> <li>○創作物が人を凶悪犯罪者に変えるなどという俗説「協力効果論」は科学的に否定されており、この臭い物に蓋でしかできない方策に意味はあるのでしょうか。</li> <li>○1月1日から薬物に関する図書類の自主規制が施行されたところで、附帯意見があったにせよ、罰金を伴う有害図書指定の新設は時期尚早ではないか。</li> </ul>
その他 （例：施策の体系外の意見等）	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○興味本位に体験する若者達には、最初は少量でも、次第に溺れてしまった挙げ句、その後の人生がどの様になってしまったかとかの結末がわかる位のコミューナルを国としても取り上げて欲しい。若者が健全に人生を全う出来るように、みんなで見守ってあげたいと思う。</li> <li>○すでに県下でも2件発生ということのなかで、罰金を科すことが必要ですが、販売の時点で、とにかく水際で売らないことを徹底していくことが重要だと考えます。</li> <li>○自主規制基準と比べて「著しく」が追加されているが、どの程度で「著しく」と判断されるのか。</li> </ul>
計	19	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

## ③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

→とりネットのパブコメページ・  
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付けてください。

とりネット （実施担当課）	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○		○	○		

※「その他」の例：審議会報告など